

道路のり面・土工構造物点検業務委託（８－１）

特記仕様書

第１章 総則

第１条 （適用）

この仕様書は、土木設計業務共通仕様書（千葉市）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、道路のり面・土工構造物点検業務委託（８－１）（以下「本業務」という。）に適用する。

この業務にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第２条 （目的）

本業務は、「千葉市道路のり面・擁壁維持管理計画（第３期）」に基づき、道路のり面・土工構造物の点検を行い、損傷及び変状を早期に発見し、安全で円滑な交通の確保及び第三者被害の防止を図ることを目的とする。

第３条 （管理技術者）

管理技術者は、技術士（技術士法による第二次試験のうち「総合技術監理部門」（選択科目を「道路」とするものに限る。）又は「建設部門」（選択科目を「道路」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者であること。）又は RCCM（RCCM の専門技術部門が「道路」に合格し、登録を受けている者であること。）の資格を有する者とする。

第４条 （照査技術者）

照査技術者は、技術士（技術士法による第二次試験のうち「総合技術監理部門」（選択科目を「道路」とするものに限る。）又は「建設部門」（選択科目を「道路」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者であること。）又は RCCM（RCCM の専門技術部門が「道路」に合格し、登録を受けている者であること。）の資格を有する者とする。

第５条 （担当技術者）

本業務においては、共通仕様書第 1109 条第 1 項に規定する担当技術者を定めるものとし、第 3 条の管理技術者と兼ねることができる。

担当技術者のうち少なくとも 1 名は、コンクリート診断士（コンクリート診断士試験に合格し、登録を受けている者であること。）の資格を有する者とする。

第６条 （業務の指示及び監督）

- （１）本業務の受注者は、業務を実施するにあたり当該契約に基づき、監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- （２）受注者は、本業務の各段階に着手するときは、当該段階の計画立案等について監督職

員の承認を受けなければならない。

- (3) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、監督職員と前もって協議しその指示に従わなければならない。

第7条 (諸法規の遵守)

本業務は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。事故傷害等の生じた場合の損害に要する費用は、受注者の負担とする。

第8条 (履行期間)

本業務の履行期間は、令和9年3月19日迄とする。

第9条 (安全管理)

本業務中は、交通・保安に万全を期すよう努めなければならない。本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するものとする。

- 2 受注者は前項の事故等について、内容・発生原因・経過を速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。なお、保安施設の設置にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき実施するものとする。
- 4 点検時に交通規制を実施する場合、交通整理員は、原則1箇所あたり2人以上配置するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議することとする。

第10条 (土地の立ち入り・使用)

本業務で現地に立ち入る際には、発注者が交付する身分証明書を携帯し、住民等から請求があった場合には、これを提示しなければならない。

第11条 (疑義)

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上定めることとする。

第12条 (成果品の帰属)

本業務で作成される成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、受注者または第三者が著作権を保有するシステムソフトウェア、データ等については、発注者はその一部の使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第13条 (成果品に対する責任の範囲)

受注者は、本業務完了といえども誤植又は不備等が発見された場合、もしくは支障が生じた場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受注者

の負担とする。

第14条（完了）

受注者は、本業務完了時に発注者に対し、業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格をもって完了とする。

現地踏査の結果、点検作業に支障が想定される場合や点検箇所一覧表に示す「点検方法」「規制の有無」「昼夜区分」を変更する必要がある場合は、その内容を踏まえた点検方法等について監督職員と協議するものとする。

第15条（情報共有システムの利用）

本業務は、土木設計業務等におけるASP方式の情報共有システム「発注者指定型」に組む業務である。実施に際しては、別に定める「千葉市土木設計業務等における情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

第2章 業務内容

第16条（準拠する法令等）

本業務の実施においては、本特記仕様書によるほか以下の関係法令及び参考資料に基づき実施するものとする。

- （1）道路法（昭和27年 法律第180号）
- （2）総点検実施要領（案）【道路のり面工・土工構造物編】
（平成25年2月 国土交通省 道路局）
- （3）総点検実施要領（案）【道路のり面工・土工構造物編】（参考資料）
（平成25年2月 国土交通省 道路局）
- （4）道路土工構造物点検要領
（令和5年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- （5）道路土工構造物点検必携（令和5年度版）
（令和6年3月 公益社団法人 日本道路協会）
- （6）道路土工構造物点検に関する参考資料（2022年版）
—特定道路土工構造物変状事例集—
（令和4年12月 国土交通省 国土技術政策総合研究所）
- （7）その他関係法令

第17条（業務概要）

本業務の業務概要は以下の項目とする。

- （1）計画準備
- （2）現地踏査
- （3）実施計画書の作成
- （4）定期点検

- (5) 点検調書作成
- (6) 報告書作成
- (7) 打合せ協議

第 18 条（調査対象箇所）

本業務の調査対象箇所は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 現地踏査 | 7 4 施設 |
| (2) 定期点検 | 7 4 施設 |
| (3) 点検調書作成 | 5 8 箇所 |

第 19 条（計画準備）

受注者は本特記仕様書に示す業務内容を確認した上で、全体計画を立案し、作業フロー、作業内容、人員構成等を検討し、後続作業が円滑に実施できるよう業務計画書を作成する。

第 20 条（現地踏査）

受注者は定期点検に先立ち、対象施設の現地踏査を行い、周辺の地形地質、自然環境及び交通状況、交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。

なお、現地踏査の結果、点検作業に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

第 21 条（実施計画書の作成）

受注者は、点検時の安全確保の為、点検業務の着手に先立ち、点検の実施計画を記載した実施計画書を作成する。実施計画書には、点検実施前に発注者へ提出し、点検方法、判定方法や、記録様式、安全対策及び近接目視できる範囲や草木等の支障となる要素の範囲（近接目視範囲図）等を記載し、その内容について発注者の承認を得るものとする。

第 22 条（定期点検）

本点検は、近接目視により行うことを基本とする。

- 2 対象施設における異常箇所の判定と記録は、「道路土工構造物点検要領（令和 5 年 3 月国土交通省道路局 国道・技術課）」に基づき行うものとし、点検の着眼点については同要領別紙 1 を参照する。
- 3 点検時は別紙「道路土工構造物点検 千葉市チェックシート（案）（盛土のり面・擁壁工編）（切土のり面・擁壁工編）」を使用し、点検漏れの防止するため点検箇所毎にシートに必要事項を記録すること。
- 4 第三者被害につながるおそれのある異常については、「総点検実施要領（案）【のり面工・土工構造物】（平成 2 5 年 2 月国土交通省道路局）」及び「総点検実施要領（案）【のり面工・土工構造物】参考資料（平成 2 5 年 2 月国土交通省道路局）」に示されている（表 1）に基づき、（表 2）に示した第三者被害につながるおそれのある異常を判定し、その状況が分かる写真を撮影し、写真番号とともに状況を個別箇所の調査記録表（別紙 2）に記録する。

(表 1)

判定区分	判定の内容
×異常あり	(表 2) の異常の判定基準 (第三者被害につながるおそれのあるもの) に該当する場合。
△異常あり	(表 2) の異常の判定基準 (第三者被害につながるおそれのあるもの) に該当していたが、たたき落とし等の応急的な措置により第三者被害の可能性がなくなった場合。
○異常なし	上記以外 (第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるものを含む)

(表 2)

点検対象	第三者被害につながるおそれのあるもの
切土のり面	・ のり面崩壊の恐れのある箇所 具体的には、のり面のはらみだし、傾動、段差、開口量(ずれ量)の大きなクラック、目地の大きな開き、ずれ等が見られるもの。 ・ 吹付け工等の構造物の一部が破損・劣化し、落下するおそれのある箇所。 具体的には、構造物の剥離、浮き等が見られるもの
盛土のり面	・ 盛土の一部に崩壊等の変状が見られ、全体の崩壊のおそれのある箇所。 具体的には、路面に円弧状クラックが発生しており (特に繰り返し補修している箇所は要注意)、かつのり面・のり尻に崩壊、あるいは、湧水を伴うはらみだしや軟弱化等の変状が見られるもの。
擁壁	・ 壁面構造部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。 具体的には、躯体剥離部分、壁面ブロック破損部の落下、防護壁基礎、笠コン等の付帯構造物が破損により落下するおそれのあるもの。

- 5 「総点検実施要領 (案) 【のり面工・土工構造物】 (平成 25 年 2 月国土交通省道路局)」に示されているたたき落とし等の応急的な措置の実施は発注者と協議の上、指示に従うものとする。
- 6 点検実施施設について、道路土工構造物点検要領 (令和 5 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・技術課)」により健全性の診断を行うこととする。
- 7 健全性の診断を行うにあたり、構造物の変状が大きく確認される等追加で詳細調査等を行う必要があるときは、発注者に詳細調査等の提案を行い、調査の実施について監督職員と協議を行うこととする。
- 8 定期点検中に配置する交通整理員は、下表のとおりとする。

	昼間作業	夜間作業	備考
交通誘導員 (有資格者)	2 人	-	交代要員なし
交通誘導員 (有資格者以外)	6 6 人	2 人	交代要員なし

※「交代要員あり」とは、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合

第 23 条 (点検調書作成)

点検した内容については、点検箇所ごとに「千葉市道路のり面・擁壁維持管理計画 (第 3

期)」に示す「道路土工構造物点検要領(令和5年3月 国土交通省道路局 国道・技術課)」の点検表記録様式(点検要領の記入例に千葉市項目を追記)及び「総点検実施要領(案)【道路のり面工・土工構造物編】(平成25年2月 国土交通省道路局)」の点検記録票を作成すること。

点検の結果、緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告すること。また、「第三者被害：×」及び「健全度：Ⅲ」と判定された箇所においては、対策方針について提案を行うこととする。

点検した擁壁・盛土のり面・切土のり面について、発注者が当初示している諸元(構造・施設延長・施設高さ等)と明らかに異なる場合は、その内容を報告するものとする。

第24条 (報告書作成)

点検結果(前回点検からの比較・検証・考察を含む)等を整理し、業務報告書として取りまとめるものとする。業務報告書には、本業務の概要を示した概要版を併せて作成するものとする。

第22条で擁壁・盛土のり面・切土のり面の諸元が発注者の示している諸元と異なることを報告した場合で、発注者から諸元の修正の指示があった場合は、諸元の修正した箇所がわかるように報告書に記載することとする。

第25条 (打合せ)

業務に関する打合わせ記録の整理は受注者が行い、打合わせ後速やかに議事録を作成し、提出するものとする。

打合せは、業務の主要箇所(着手時、中間(2回)、成果品納入時)で打合せを行うものとし、回数は4回を予定するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

第26条 (関係機関との協議)

本業務は、交通管理者(千葉県警)等との協議が必要である。協議内容に応じて、適切な資料を作成するものとする。

第3章 その他

第27条 (貸与資料)

発注者は、本業務の実施にあたり、受注者に以下の資料を貸与するものとする。受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。

また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

- (1) 過年度点検時の資料
- (2) 道路のり面・擁壁台帳(一覧表)
- (3) その他発注者が必要と認める資料

第 28 条 (沿道対応)

本業務において、沿道住民、道路利用者から苦情等があった場合には、受注者の責任において丁寧かつ適切に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

第 29 条 (成果品)

本業務の納入成果品は以下のとおりとし、納入場所は千葉市建設局土木部土木保全課とする。

(1) 報告書

土木保全課用 1部 A4版 (パイプ式ファイル)

(2) 報告書

各土木事務所用 各1部(計4部) A4版(パイプ式ファイル)

※土木事務所管内ごとに編集すること。

(3) その他監督職員が指示したもの 一式

第 30 条 (電子納品)

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和 6 年 3 月版）（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で６部作成する。「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】（平成30年4月）」を参考にするものとする。

成果品提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。